

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会

第4回経営手法専門部会 会議概要

(注) V F M検証のための具体的な金額を提示するため、運営要綱に基づき非公開にて開催した

1 .開催日時	平成21年7月3日(金) 13:30~15:36
2 .開催場所	アクロス福岡6階 608会議室
3 .出席者	(1) 経営手法専門部会(正副部会長以外は五十音順) 浦邊真郎部会長、小出秀雄副部会長、岩崎正義委員、最所憲治委員
	(2) オブザーバー 福岡市 : 環境政策課係長 他2名 春日市 : 環境課課長 他1名 太宰府市 : 環境課長 那珂川町 : 環境防災課長
4 .議 題	(1) 議事 議題1 維持管理運営の長期包括委託方式について 議題2 中間処理施設におけるBOT方式の取り扱いについて 議題3 定性的評価について 議題4 最終処分場の取り扱いについて 議題5 今後のスケジュールについて (2) その他

(1) 議 事

議題1 維持管理運営の長期包括委託方式について
<p>【協議結果】</p> <p>関係市町から「処理方式が運転管理が容易なストー方式に決定したことから、維持管理運営業務を長期包括委託にすると、維持管理運営業務のみにおいても競争原理が働き、従来型方式より費用の削減効果が期待できるのでは。」との意見が出されたが、以下のような理由で、今後も従来型・D B O・P F I (B T O・B O T) で検討を進めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業のような設計・建設業務を伴う新設事業の場合、長期包括委託方式では、建設と維持管理運営が別々の契約となるため、設計・建設・維持管理運営を通した効率化は期待できない。 ・設計・建設業務を受注したメーカーと維持管理運営を受注したメーカーが違った場合、施設のトラブルが発生した時の責任の所在が不明確になる恐れがある。 ・構成市町においても、施設を設計・建設したメーカー系列以外の企業による維持管理運営は困難性があるとの理由で、メーカー系列の企業に維持管理運営業務を発注している。

議題2 中間処理施設におけるBOT方式の取り扱いについて

【協議結果】

中間処理施設におけるBOT方式のVFMの評価(定量的評価)では、VFMはほぼ出ない結果となっている。またBOT方式では、施設を事業者が所有し運営するため、SPCの自由度が高く、収益が大きく見込める場合はメリットが出るが、本施設では一般廃棄物処理が主な業務であるため自由度が少なく、事業者が施設を所有させるメリットが少ないこと等の理由から、中間処理施設におけるBOT方式は、検討から除外することとする。

【主な意見】

一般的に、割賦型のBOT方式では金融機関のモニタリングの有効性が見込めないため、モニタリングの仕組みを公共側でしっかり構築する必要がある。

議題3 定性的評価について

【協議結果】

最終処分場については、前回の部会で、定量的評価のみで判断するとしていたが、総合的に判断することが基本であるため、定性的評価についても行うこととする。

評価項目は概ねこれで良い(下記意見参照)が、中間処理施設と最終処分場の評価が全く同じであることは適切ではないと思う。不等号では表せない評価の違いがあるのであれば、文章で補足する等、工夫を要する。修正については、各委員個別協議を行い、次回の部会で正式に修正することとする。

【主な意見】

PFIの原則である「性能発注」・「リスク分担」・「競争性」・「VFM」の4つの概念の内、「競争性」の概念が評価されていないのではないか。議題1の長期包括委託方式とDBO方式を「競争性で差がある」としていることから、定性的評価でも差があるべきではないか。

「経済性」という評価指針があるが、定量的評価(VFM)と混同されがちである。財政負担の平準化を指しているため、それがわかるような表現にすべきではないか。

議題4 最終処分場の取り扱いについて

【協議結果】

最終処分場については、維持管理運営費から削減できる削減額に対し、PFI(DBO方式を含む)方式特有の費用(SPC関連費用、モニタリング費用、法人税等)が大きくなるため、VFMが出ない結果となった。

最終処分場の事業方式については、概ね従来型方式で妥当であるが、定性的評価については議題3での修正を反映させる。

【主な意見】

従来型方式が妥当とするにしても、単に従来型が望ましいと言うのではなく、今の契約条件より厳しくする等、何か工夫をするよう意見書に付け加えたい。

議題5 今後のスケジュールについて

【協議結果】

平成28年度施設稼働予定であることから、事業方式が従来型方式であっても、D B O方式又はP F I方式であっても、平成23年中には契約を締結しなければならない。

事業方式がD B O方式又はP F I方式となった場合、契約締結までに「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I法）」に則り、「実施方針」や「特定事業の選定」といった手順を踏む必要があり、それらに要する期間を考えた場合、平成21年12月末までには事業方式を決定する必要がある。

(2) その他

次回開催は、9月28日(月)13:30 ~